



平成 29 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社リンガーハット
代表者名 代表取締役社長 秋本 英樹
(コード：8200、東証第1部、福証)
問合せ先 取締役管理部担当 小田 昌広
(TEL. 03-5745-8611)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成29年11月1日
(2) 処分株式数	100,000株
(3) 処分価額	1株につき2,523円
(4) 処分総額	252,300,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、平成26年7月11日開催の取締役会において、当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）の導入を決議しました。なお、E S O P信託の概要につきましては、平成26年7月11日公表の『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせをご参照下さい。

本自己株式処分は、E S O P信託に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき今後5年間に当社グループ従業員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成29年8月末現在の発行済株式総数に対し0.38%（小数点第3位を四捨五入、平成29年8月末現在の総議決権個数249,331個に対する割合0.40%）となります。

信託契約の概要

- 信託の種類 : 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的 : 当社グループ従業員に対するインセンティブの付与
委託者 : 当社
受託者 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者 : 当社グループ従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日 : 平成26年7月16日
信託の期間 : 平成26年7月16日から信託が終了するまで（終了期日は定められておらず、
制度が継続する限り信託は継続します。）
制度開始日 : 平成26年7月16日
議決権行使 : 受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、
当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（平成29年10月10日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である2,523円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、当該処分価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1カ月間（平成29年9月11日から平成29年10月10日まで）の終値の平均値である2,528円（円未満切捨て）に99.80%（ディスカウント率0.20%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間（平成29年7月11日から平成29年10月10日まで）の終値の平均値である2,531円（円未満切捨て）に99.68%（ディスカウント率0.32%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間（平成29年4月11日から平成29年10月10日まで）の終値の平均値である2,457円（円未満切捨て）に102.69%（プレミアム率2.69%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（3名、うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上